

横浜市の中学校昼食に関する懇談会運営要綱

制定 令和元年9月12日 教健第1709号（教育長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、令和3年度以降のハマ弁の方向性について検討するにあたり、有識者等から意見を聴取することを目的として開催する、「横浜市の中学校昼食に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）の運営に関し基本的な事項を定める。

（意見聴取事項）

第2条 懇談会では、次に掲げる項目について意見を聴取する。

- (1) 横浜市の中学校昼食の現状について
- (2) 令和3年度以降のハマ弁の方向性について
- (3) その他、中学校昼食に関し、教育長が必要と認める事項

（委員）

第3条 懇談会の委員は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 食育に係る関係する団体の代表
- (3) 保護者の代表
- (4) 中学校長の代表
- (5) 小学校長の代表
- (6) その他教育長が必要と認める者

（会議）

第4条 懇談会の会議は、教育次長が招集する。

2 前項の会議は、要綱施行日から令和2年3月31日までの期間において必要により開催することとする。

（庶務）

第5条 懇談会の庶務は、教育委員会事務局健康教育課において処理する。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は教育次長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月12日から施行する。